

## 検討の論点

### <パーソナルデータの利活用>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

- 行政機関・独立行政法人等が保有するデータの利活用へのニーズ
- 基本法との整合性
- 行政機関等が保有するパーソナルデータの特異性
- 独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い・情報の特性
- 行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱い
- 国際的整合性
- 自治体等のルールとの整合性
- 利活用可能となり得るデータの範囲（個人識別性をなくすと利用価値が失われるようなデータの取扱い等）
- データの加工・提供の方法・手続
- データの加工方法（加工主体、低減の程度、安全確保措置等）
  - ※ 民間保有データについては、制度改正大綱で「データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。さらに、当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。」とされている
- 公益目的でのデータ提供
- 提供先の規律内容（再特定禁止義務等）、行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容
- 規定方法（ネガティブリスト方式、ポジティブリスト方式）
- 医療情報の取扱い

### <パーソナルデータの保護対象>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

- 基本法との関係の整理
- 定義について
- 個人の身体的特性に関するもの（指紋認識データ、顔認識データ等）の取扱い
- 上記以外（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱い
- 上記データに係る規律内容
  - ※ 民間保有データについては、制度改正大綱で「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする」とされている
- 機微情報（個人の資産状況、犯歴など特に機微性が高いデータ）の取扱い
- 民間委託先等における行政機関のデータの問題点
- 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の千人以上要件

#### <第三者機関の権限・機能等>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

- 第三者機関の体制
- 総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理